

千葉県報

号外
令和7年5月27日

主要目次

- 港湾法第三十七条の十一第一項の規定による区域及び物件の指定（三件）
- 都市計画事業の認可

告示

示

千葉県告示第三百二十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、木更津港港湾区域のうち、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認める区域及び同区域内においてみだりに捨て、又は放置してはならない物件を次のとおり指定した。

なお、この告示は、令和七年七月一日から適用する。

令和七年五月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域及び区域図

1 区域

木更津市吾妻一丁目六四七番一八地先の吾妻水門東端を起点とし、同所から護岸に沿って南東へ進み臨港道路内港公園一号线との接点に至り、同所から臨港道路内港公園一号线に沿って南西へ進み同市内港二番地先との接点に至り、同所から護岸に沿って南東へ進み防波堤（五〇メートル）との接点に至り、同所から護岸に沿って北東へ進み臨港道路内港公園一号线との接点に至り、同所から臨港道路内港公園一号线に沿って北東へ進み同市吾妻一丁目六七一番地先との接点に至り、同所から護岸に沿って南東へ進み新宿水門東端に至り、同所から護岸に沿って南東へ進み同市内港一番地先との接点に至り、同所から護岸に沿って北西へ進み新宿水門西端に至り、同所から護岸に沿って北西へ進み防波堤（一三〇メートル）との接点に至り、同所から護岸に沿って南東へ進み内港防波堤との接点に至り、同所から護岸に沿って南西へ進み中の島大橋東端に至り、同所から中の島大橋東端に沿って北西へ進み中の島大橋北端に至り、同所から護岸に沿って北東へ進み旧軍用防波堤（二四三メートル）との接点に至り、同所から同防波堤東端に沿って北西へ進み同防波堤北端に至り、同所から同所と旧軍用防波堤（二五四メートル）東端とを結んだ直線を北西へ進み同防波堤東端との接点に至り、同所から同防波堤東端を北西へ進み同市吾妻無番地先との接点に至り、同所から護岸に沿って北東へ進み吾妻水門西端に至り、同所から吾妻水門南端に沿って

て北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図

次の図面のとおり

二 指定する物件

船舶（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録を受けた漁船（浸水又は冠水により沈没のおそれがあるもの及び沈没しているものを除く。）を除く。）並びに船船を係留するための施設及びその附属物（「次の図面」は、省略し、千葉県土整備部港湾課及び木更津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百二十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、木更津港港湾区域のうち、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認める区域及び同区域内においてみだりに捨て、又は放置してはならない物件を次のとおり指定した。

なお、この告示は、令和七年七月一日から適用する。

令和七年五月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域及び区域図

1 区域

木更津市富士見三丁目一、九三三番三九地先の富士見大橋北端を起点とし、同所から護岸に沿って南東へ進み矢那川右岸との接点に至り、同所から同所と同市新田三丁目一、九四一番七地先とを結んだ直線を南西へ進み同所に至り、同所から護岸に沿って南東へ進み地蔵川水門北端に至り、同所から地蔵川水門西端に沿って南西へ進み地蔵川水門南端に至り、同所から護岸に沿って北西へ進み同市潮見四丁目二一番一地先に至り、同所から同所と同市潮見五丁目九番地先とを結んだ直線を南西へ進み同所に至り、同所から護岸に沿って南西へ進み小浜樋門北端に至り、同所から小浜樋門西端に沿って南西へ進み小浜樋門西端に至り、同所から小浜樋門南端と小浜樋門西端とを結んだ直線を北西に延長した直線を北西へ進み同市築地三番一地先との接点に至り、同所から護岸に沿って北東へ進み富士見大橋西端に至り、同所から富士見大橋北端に沿って北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図

次の図面のとおり

二 指定する物件

船舶（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録を受けた漁船（浸水又は冠水により沈没のおそれがあるもの及び沈没しているものを除く。）を除く。）並びに船船を係留するための施設及びその附属物

佐倉都市計画公園 事業二・二・五〇九号柿の木公園	佐倉都市計画公園 事業二・二・五〇八号昭和公園	佐倉都市計画公園 事業二・二・五〇七号くじら公園	佐倉都市計画公園 事業二・二・五〇六号SL公園	佐倉都市計画公園 事業二・二・五〇五号夾竹桃公園	佐倉都市計画公園 事業二・二・五〇四号記念公園
令和七年五月二十七日から令和十三年三月三十一日まで	令和七年五月二十七日から令和十二年三月三十一日まで	令和七年五月二十七日から令和十二年三月三十一日まで	令和七年五月二十七日から令和十二年三月三十一日まで	令和七年五月二十七日から令和十一年三月三十一日まで	令和七年五月二十七日から令和十一年三月三十一日まで
印旛郡酒々井町中央台一丁目地内	印旛郡酒々井町東酒々井六丁目地内	印旛郡酒々井町東酒々井六丁目地内	印旛郡酒々井町東酒々井三丁目地内	印旛郡酒々井町東酒々井三丁目地内	印旛郡酒々井町東酒々井三丁目地内
なし	なし	なし	なし	なし	なし

佐倉都市計画公園 事業二・二・五一号小鹿公園	令和七年五月二十七日から令和十三年三月三十一日まで	印旛郡酒々井町中央台二丁目地内	なし
---------------------------	---------------------------	-----------------	----

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八